

郡山市放課後児童クラブ入所選考基準

令和 5 年 4 月 1 日制定

令和 7 年 2 月 17 日一部改正

令和 7 年 8 月 27 日一部改正

1 入所可能な児童数について

(1) 定員及び弾力的受け入れ人数

各児童クラブの定員は、郡山市放課後児童クラブ条例施行規則（令和 5 年 3 月 24 日郡山市規則第 8 号）別表に定める定員とする。

ただし、定員を超える入所申請があった場合は、各児童クラブ毎に次のア・イにより算出される人数に達するまでは、可能な限り弾力的受け入れを行う。

ア 児童 1 人あたりおおむね 1.65 m²の活動面積が確保できる人数（受入可能定員）

イ 児童クラブの利用率を考慮し、受入可能定員の 110%までの人数（弾力的受け入れ人数）

(2) 入所制限

低学年（1～3 年生）の児童については、原則、入所要件を満たした全ての児童の受け入れを行う。

高学年（4～6 年生）の児童については、低学年の入所状況により入所制限を設けることができる。

2 入所要件について

(1) 入所することができる児童の保護者の状況

郡山市放課後児童クラブ条例（令和 4 年 3 月 17 日郡山市条例第 10 号）第 6 条に規定する当該児童の保護者（同居している父母及び 65 歳未満の祖父母（利用年度中に 65 歳になる祖父母を除く。））若しくは児童を監護する者が、次のいずれかの事由により児童の健全な育成を行うことができない状況にあり、かつ、開所時間内に迎えに来ることができること。（迎えについては、18 歳以上の(2)の同居家族及び代理人も可とする。）

なお、利用希望月の途中から事由に該当する場合であっても、入所希望月の初日から入所することができる。

事由	保護者の状況
就労	週 3 日以上就労かつ、概ね 15 時以降までの勤務
疾病・障がい	疾病、障がい等がある
看病・介護	同居の親族を常時看護・介護している
就学	就学や職業訓練等をしている
出産	出産予定日の 6 週間前から出産後 8 週間まで

(2) 同居家族の状況

同居家族全員を記載する。住民票と居住地が異なる場合は、居住地について記載する。

なお、同住所の場合、世帯分離をしていても同居家族として取り扱う。

(3) 支援児童

支援児童（障がい児等の支援を要する児童）及び医療的ケアが必要な児童は、当該児童が安全に児童クラブを利用できることを入所要件に追加する。

また、必要に応じて保護者に追加で確認書類を提出させることができる。

なお、入所要件を満たした支援児童については、学年に関わらず優先して入所させること

ができる。

(4) 学区外通学

預け先があることを理由として学区外通学している児童は入所できないものとし、その他の理由で学区外通学している場合は、許可書の写しを提出させる。

なお、児童クラブが開設されていない小学校に通学している児童は、児童クラブを預け先として学区外通学することができる。

(5) 入所要件の確認

入所要件は申請書類を基に確認する。申請書類に不備があり、入所要件を確認することができない場合は、必要書類の提出を求め、提出期限（概ね2週間以内）までに必要書類が提出されない場合は、入所要件不備とする。

3 入所について

弾力的受け入れ人数に達するまでは、入所を認める。

また、翌年度4月1日からの入所希望については3月7日まで、他の月の1日から途中入所希望の場合は、原則、前月20日まで入所申請の受付をし、希望者全員の入所が難しい場合は、次の優先順位をもって入所を決定する。

なお、市長が特段の事情により入所の必要があると認めるときは、次の優先順位によらず入所を決定することができる。

(1) 低学年（1～3年生）の児童

(2) 支援児童

(3) ひとり親世帯の児童

(4) 学校統廃合等により通学区域に変更があった住所に、統廃合等以前から居住する者の子で、スクールバス等運行がない地域に居住する児童

(5) 特認校制度により通学が認められた児童（入学後転居したものを除く）

(6) 高学年（4～6年生）のうち学年の低い順

4 月途中入所について

月の初日以外の日から入所を希望する場合は、入所希望日から10開庁日前までを入所申請の受付期日とする。

5 退所について

入所児童が、月の途中で入所要件を満たさなくなる場合においても、当該月については利用可能とする。（月末まで利用する場合の退所予定日は利用最終日とする。）

また、1か月以上利用がない又は月の利用予定日数を半分以上利用しない状況が続く場合は、保護者の就労状況等を調査することができ、昼間家庭において、児童の健全な育成を行うことが可能と認められた場合には、退所させることができる。

6 転校について

児童クラブに入所している児童が転校する場合は、転校する日をもって当該児童クラブを退所し、転校先の学校においても児童クラブを利用する場合は、改めて入所申請を行う。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年2月17日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 8 月 27 日から施行する。